

項目 11 : まちづくり協議会の活動拠点

<事務局条文案>

まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。

Memo:

## ※他市の参考例

### ①嬉野市地域コミュニティ条例（地域コミュニティセンターの設置）第 14 条

市は、市の施設に地域コミュニティ運営協議会の活動拠点として地域コミュニティセンターを置くことができる。

### ②松山市地域におけるまちづくり条例

※該当項目なし

### ③京都市地域コミュニティ活性化推進条例

※該当項目なし

### ④豊中市地域自治推進条例

※該当項目なし

### ⑤越前市地域自治振興条例（自治振興会の名称及び事務所の位置等）第 8 条

自治振興会の名称、事務所の位置及び活動の対象区域は、別表のとおりとする。

別表(第 8 条関係)※一部抜粋

(平 18 条例 25・平 21 条例 20・一部改正)

名称	位置	対象地域
東地区自治振興会	越前市府中 1 丁目 越前市武生東公民館内	越前市公民館設置及び管理条例施行規則(平成 17 年越前市教育委員会規則第 22 号)第 3 条に定める公民館の対象区域とする。
西地区自治振興会	越前市中央 2 丁目 越前市武生西公民館内	
・・・	・・・	

### ⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

#### (コミュニティ活動の拠点)第 41 条

運営協議会は、コミュニティ・センターをコミュニティ活動の拠点とする。

- 2 運営協議会は、コミュニティ・センターにおいてコミュニティ活動がより推進されるよう、地域住民が交流するための環境の整備、コミュニティに係る情報の収集及び発信等を行うよう努める。